

仙台市農業委員会第 45 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 1 月 28 日（金曜日）午後 1 時 26 分から午後 2 時 08 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
5. 協議
 - (1) 令和 4 年度農作業標準料金表（案）について
6. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (6) 買受適格証明後の農地法第 5 条の規定による許可に関する件
 - (7) 売渡あっせん希望農地一覧表
 - (8) 令和 3 年度第 4 回企画検討チーム会議報告
 - (9) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
7. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 農業委員会関係出張等の復命

(3) 第 42 回仙台市農業委員会総会議事録の一部修正について

(4) 事務局からの連絡事項

①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 45 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、17 番高橋勝彦委員、18 番松原菊男委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。 第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第二調査委員会が担当し、1 月 20 日に実施いたしました。 今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。 総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。赤間敬第二調査委員会委員長から説明願います。	(午後 1 時 28 分)
赤間敬第二調 査委員会委員	－ 調査の概要説明 －	

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、1月20日に実施いたしました。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、贈与による規模拡大が2件、売買による規模拡大が1件の合計3件です。番号1番と2番の報告は14番佐藤とみ委員、番号3番の報告は12番齋藤清太委員です。

（14番佐藤とみ委員報告）

番号1番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で121aの農地を耕作しています。今回、親族である譲渡人から贈与を受けるものです。1月9日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和3年12月6日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族3人で313aの農地を耕作しています。1月8日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（12番齋藤清太委員報告）

番号3番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で854aの農地を耕作しています。今回、親族である譲渡人から贈与を受けるものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。1月8日に鎌田広司農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。
よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時30分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

－ 調査の概要説明 －

赤間敬第二調査委員会委員長

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会委員長赤間敬報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、貸資材置場に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、16番鈴木通委員です。

（16番鈴木通委員報告）

番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑889㎡を転用し、駐車場（普通車22台）に330㎡、通路等に559㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付

されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑328㎡を転用し、資材置場に146㎡、駐車場（普通車3台・トラック1台）に69㎡、通路等に113㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時32分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会委員長赤間敬報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員と私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが2件、資材置場に転用するものが2件、一般住宅に転用するものが2件、分家住宅に転用するものが1件、醸造所に転用するものが1件、緑地に転用するものが1件、工事用通路に一時転用するものが2件の合計11件です。番号1番と2番の報告は私（3番赤間敬委員）から、番号3番から5番までの報告は5番大里重市委員、番号6番から8番までの報告は10番熊谷幸夫委員、番号9番から11番までの報告は11番郷古雅春委員です。

（3番赤間敬委員報告）

番号1番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業の会社役員が田561.87㎡を転用し、駐車場（普通車10台）に150㎡、通路等に411.87㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が田397㎡を転用し、駐車場（普通車10台）に125㎡、通路等に272㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、転用許可を得ずに売買及び土地利用を行ったことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（5番大里重市委員報告）

番号3番は、開発区域の緑地に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は不動産業者が、畑2,938㎡を転用し、緑地に利用する

計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、宮城県の開発許可書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番と5番は同一事業であるため、一括して報告いたします。資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が田4,072㎡を転用し、資材置場に1,664.85㎡、駐車場（普通車7台・大型車両3台）に693.37㎡、通路等に1,713.78㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借の期間は10年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(10番熊谷幸夫委員報告)

番号6番と7番は同一事業であるため、一括して報告いたします。一般住宅に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田438㎡を転用し、水路を含む事業面積464.46㎡ 住宅(1棟)に69.56㎡、駐車場（普通車2台）に30㎡、庭等に364.9㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑497.86㎡を転用し、住宅(1棟)に139.94㎡、駐車場（普通車2台）に30㎡、庭等に327.92㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であ

ることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果の写しが提出されております。また、令和4年1月7日付で開発行為許可申請が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(11 番郷古雅春委員報告)

番号9番は、醸造所に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、醸造業者が田4,976㎡(実測4,979.43㎡)を転用し、建物(1棟:醸造所及び飲食スペース)に940.32㎡、駐車場(普通車49台)に1,887.85㎡、通路・緑地(緑地は開発許可による面積)に2,151.26㎡利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、申請者は、令和2年7月30日開催の第26回総会で、新規就農として農地法第3条の許可を受けた農業法人で、自社工場で使用するためのホップとビールの原料となるハーブ類を作付けすることとしています。資金計画は自己資金と借入金であり、預金通帳の写し及び金融機関の審査結果の写しが提出されております。また、令和3年11月16日付で開発行為の許可が出ています。賃貸借の期間は30年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、工事中用通路に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が近くの公共工事(宮城県発注の河川工事)をするための工事中用通路として利用するもので、田畑6,191㎡のうち504㎡を一時転用し、工事中用通路に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和4年4月30日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、工事中用通路に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものが

なく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木事業者が近くの公共工事（宮城県発注の河川工事）をするための工事用通路として利用するもので、畑 136 m²を一時転用し、工事用通路に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。一時転用の期間は令和4年4月30日までです。また、農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時35分)

議 長

第4号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件を上程いたします。

調査委員会の結果を、委員長から報告願います。

赤間敬第二調査委員会委員長

第4号議案の調査結果を報告します。調査は、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員、17番高橋勝彦委員の4名で行いました。聞き取り調査については、全員で経済局農政企画課の説明を受けて行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、除外が1件、編入が1件の計2件です。調査結果は、17番高橋勝彦委員から報告します。

高橋勝彦委員
(17番)

第4号議案の調査結果を報告します。農用地利用計画の変更をするもので、除外1件と編入が1件です。

番号1番は、除外です。既存の資材置場を拡張するため、変更を行うもので、農振法上で農用地区域になっていることから、農用地区域から除外する必要があり手続きをするものです。農振除外の5要件をすべて満たしております。

番号2番は編入です。県営名取地区土地改良事業の受益地とするため、変更を行うもので、当初、土地改良事業の受益地から当該地は除かれていましたが、効率的な営農や事業効率を高めるため、一体的な整備計画をすることとして、当該地、田2筆計1,744㎡を農用地区域に編入するものです。

農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ない」と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、「やむを得ない」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、「やむを得ない」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件については、やむを得ないと意見を付することに決定します。

(午後1時44分)

議 長

続いて、協議に入ります。

(1)「令和4年度農作業標準料金表(案)について」加藤企画検討チーム長から説明願います。

加藤企画検討
チーム長

— 説明 —(1) 令和4年度農作業標準料金表(案)について

議 長

ご質問・ご意見はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問がないようですので、(1)「令和4年度農作業標準料金表(案)について」は、承認といたします。

(午後1時46分)

議 長

続いて、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7) 売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4053から4056まで4件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が2件、店舗・駐車場への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから5ページに記載のとおり、番号5129から5140まで12件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場及び資材置場への転用が3件、共同住宅への転用が2件、一般住宅・店舗兼住宅・幼稚園・物流倉庫・宅地造成・資材置場・駐車場への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページに記載のとおり9件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、7ページに記載のとおり1件ありました。続きまして、(5)農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、8ページに記載のとおり1件ありました。続きまして、(6)買受適格証明後の農地法第5条の規定による許可に関する件については、9ページに記載のとおり1件ありました。(11月の総会で競売に対する買受適格証明をしていましたが、入札により決定しましたので、今回5条許可したものです。)続きまして、(7)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、取り下げ申出が2件ありましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

次に(8)「令和3年度第4回企画検討チーム会議報告」は加藤企画検討チーム長から、(9)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」は事務局から報告願います。

加藤企画検討
チーム長
事務局振興係

— 説明 —(8) 令和3年度第4回企画検討チーム会議報告

— 説明 —(9) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

議 長

(8)「令和3年度第4回企画検討チーム会議報告」と(9)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」、ご質問等はございませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。
以上で報告事項を終了いたします。

(午後1時55分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1)会長報告を私(佐々木均会長)から報告します。資料4をご覧ください。

会長

(会長報告)

議長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について
加藤和江委員から1月21日開催の「みやぎアグリレディス21設立20周年記念
式典(令和3年度第2回市町村農業委員会女性委員等研修会)」の報告をお願い
します。

加藤和江委員

— 報告 —

議長

続きまして、(3)第42回仙台市農業委員会総会議事録の一部修正について、事
務局から説明願います。

事務局農地係

— 報告 — (3)第42回仙台市農業委員会総会議事録の一部修正について

議長

続きまして、(4)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(4)事務局からの連絡事項について

振興係

その他事務局からの連絡事項

(ア)令和4年度仙台市農業委員会全体会等

(イ)2月～3月の予定表

(ウ)他市町村農業委員会だより等(農政時流、千葉市、広島市、石巻市)

議長

ご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼
振興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務

以上をもちまして、仙台市農業委員会第45回総会を閉会します。

代理者

閉 会

(午後 2 時 08 分)